

令和5年度 第7回富里市教育委員会定例会議

日時：令和5年10月24日（火）

午後2時から

場所：本庁舎3階第3会議室

会 議 次 第

- 1 教育長開会宣言
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 教育委員報告
- 5 専決処分の報告
 - (1) 行事の後援について（生涯学習課）
- 6 議案
 - (1) 令和5年度富里市教育委員会表彰の表彰者について（教育総務課）
 - (2) 富里市立学校事務職員の標準的職務に関する規程を廃止する訓令の制定について（学校教育課）
 - (3) 富里市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について（学校教育課）
- 7 協議事項
 - (1) 富里市立幼稚園の預かり保育を実施する時間の拡充について（学校教育課）
- 8 報告事項
 - (1) 教育費に係る令和5年度富里市一般会計補正予算（第4号）について（教育総務課）
 - (2) 富里市立学校徴収金等取扱要綱の制定について（学校教育課）
 - (3) 富里市PTA連絡協議会要望について（生涯学習課）
 - (4) とみらいテラス利用者アンケートについて（図書館）
 - (5) 月例報告
- 9 その他
- 10 教育長閉会宣言

教育長報告

1 教育長出席行事・会議等

*部長等代理出席

- 9月26日 第6回教育委員会定例会議（本庁舎3階第3会議室）
- 10月 4日 印旛郡市中学校駅伝競走大会（佐倉市岩名運動公園小出義雄記念陸上競技場）
5日 富里市校長会議（富里南小）
6日 富里市教育支援委員会会議（中央公民館4階大会議室）
9日 とみさとスポーツ健康フェスタ（富里社会体育館 他）
11日 青い麦の子合同学習発表会（中央公民館講堂）
14日 「絵で伝えよう！わたしの町のたからもの」絵画展表彰式（中央公民館4階大会議室）
18日 中学生議会（議場）
富里市小中学校音楽祭（中央公民館講堂）
24日 学校訪問（富里北中・日吉台小）
第7回教育委員会定例会議（本庁舎3階第3会議室）
富里市総合教育会議（本庁舎3階第3会議室）

（予定）

- 10月25日 教育長・校長合同会議（多古町コミュニティプラザ文化ホール）
- 11月 2日 印旛地区教育委員会連絡協議会定例常任委員会（印旛合同庁舎）
印旛地区教育長会議（印旛合同庁舎）
3日 とみちゃん秋まつり2023第36回富里市福祉まつり（富里市福祉センター）
とみちゃん秋まつり2023第56回富里市文化祭（中央公民館）
7日 運動能力向上に向けたプログラムで児童の元気度UP～日本大学連携事業～（富里南小）
8日 富里市生涯学習・家庭教育講演会（中央公民館講堂）
10日 印旛地区教育委員会指定「学び合い学習公開研究会」（富里中学校）
14日 富里市表彰式（中央公民館講堂）
富里市教育委員会合同表彰式（中央公民館講堂）
16日 印旛地区教育委員会連絡協議会研修視察（白井市）
25日 富里にんじんウォーク（富里市内）
26日 千葉県誕生150周年記念事業「岩崎久彌夢の地 富里ジャズコンサート」（中央公民館講堂）
27日 令和5年12月富里市議会定例会に伴う定例記者会見（すこやかセンター2階会議室1）
28日 第8回教育委員会定例会議（本庁舎3階第3会議室）

報告第1号

専決処分の報告について

富里市教育委員会行政組織規則第12条第5号の規定により、行事の後援について下記のとおり専決処分したので報告します。

令和5年10月24日提出

富里市教育委員会教育長 吉野光好

記

- 1 行事名 スカイフェス
- 2 主催者 ドリームサポートプロジェクト
- 3 期 日 令和5年10月7日（土）
- 4 場 所 新木戸大銀杏公園
- 5 後援内容 名義使用
- 6 専決年月日 令和5年9月22日

議案第 2 号

富里市立学校事務職員の標準的職務に関する規程を廃止する訓令の制定
について

富里市立学校事務職員の標準的職務に関する規程を廃止する訓令を次のよう
に制定する。

令和 5 年 1 0 月 2 4 日提出

富里市教育委員会教育長 吉 野 光 好

富里市立学校事務職員の標準的職務に関する規程を廃止する訓令

富里市立学校事務職員の標準的職務に関する規程（平成 2 5 年教育委員会訓
令第 2 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

富里市立学校事務職員の標準的職務に関する規程を廃止する訓令の制定 について（概要）

1 廃止理由

現在、「富里市立学校事務職員の標準的職務に関する規程」については、平成 25 年 11 月に、教育委員会訓令第 2 号として制定されていますが、「富里市立小学校及び中学校管理規則」内へ組み入れることから、同規程を廃止するものです。

2 施行期日

公布の日

議案第 3 号

富里市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

富里市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 5 年 1 0 月 2 4 日提出

富里市教育委員会教育長 吉 野 光 好

富里市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

富里市立小学校及び中学校管理規則（昭和 5 8 年教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の一項を加える。

2 事務職員の職務に掲げる事務の標準的な職務の分類及び内容は、別表のとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 4 条関係）

区分	職務内容	具体的な職務内容
学校経営（事務長、主査、総括事務長（学校事務の共同実施総括地区の総括主任となる事務長をいう。））	1 学校運営への参画に関する事	(1) 企画運営委員会への参画 (2) 学校運営に関する評価及び改善への参画 (3) 学校経営方針の策定への参画 (4) 予算委員会への参画 (5) その他学校運営への参画
	2 諸規程に関する事	校内諸規程に係る指導及び助言
	3 学校事務全般に関する事	学校事務全般に係る指導及び助言
	4 保護者、地域、関係機関等との連携及び協力推進	学校と地域の連携及び協働の推進 (地域学校協働本部との連絡調整等)

	進に関すること。	
	5 教育活動に関すること。	(1) カリキュラム、マネジメントの推進に必要な人的、物的資源等の調整及び調達 (2) 学校行事等の準備及び運営への参画 (3) 教育活動における I C T の活用支援
	6 学校事務の共同実施に関すること。	(1) 学校事務機能の強化 (2) 学校運営に関する支援 (3) 組織内の企画及び運営 (4) 組織内の事務の掌理、指導及び助言 (5) 組織内の事務職員の人材育成
学校経営（副主査、主事）	1 学校運営への参画に関すること。	(1) 企画運営委員会への参画 (2) 学校運営に関する評価及び改善への参画 (3) 予算委員会への参画 (4) その他学校運営への参画
	2 諸規程に関すること。	校内諸規程に係る指導及び助言
	3 学校事務全般に関すること。	学校事務全般に係る指導及び助言
	4 教育活動に関すること。	(1) 学校行事等の準備及び運営への参画 (2) 教育活動における I C T の活用支援
	5 学校事務の共同実施に関すること。	(1) 学校事務機能の強化 (2) 学校運営に関する支援
総務	1 情報管理及び文書に関すること。	(1) 情報管理に関する事務 (2) 文書等の収受、発送、保管及び廃棄 (3) 学校備付表簿等の保管及び廃棄

	2 学籍に関すること。	(1) 児童生徒数関係事務 (2) 転出入関係事務
	3 就学援助に関すること。	就学援助奨励関係事務
	4 調査及び統計に関すること。	(1) 学校基本調査関係事務 (2) その他調査統計関係事務
	5 教科書に関すること。	教科書関係事務
	6 渉外に関すること。	官公庁、保護者、地域、関係団体等との渉外関係事務
	7 危機管理に関すること。	(1) 緊急事態対応に関する事務 (2) 安全管理に関する事務
	8 庶務に関すること。	(1) 諸願及び諸届に関する事務 (2) 各種証明関係事務
人事	1 人事事務に関すること。	(1) 採用、退職及び転出入関係事務 (2) その他人事関係事務
	2 服務事務に関すること。	服務関係事務
	3 給与に関すること。	給与及び諸手当関係事務
	4 旅費に関すること。	旅費関係事務
	5 福利厚生に関すること。	(1) 共済組合及び互助会等関係事務 (2) 公務及び通勤災害関係事務 (3) その他福利厚生関係事務
財務	1 予算に関すること。	予算編成、執行、決算関係事務
	2 物品に関すること。	物品の維持及び管理関係事務
	3 施設及び設備に関すること。	施設設備の維持及び管理関係事務
	4 経理に関すること。	(1) 学校徴収金関係事務 (2) 補助金及び交付金に関する事務
	5 監査及び検査に関すること。	監査及び検査関係事務

備考

- 1 区分欄の学校経営は、事務職員の役割を示したものである。
- 2 区分欄の学校経営以外の事項は、主として事務職員が事務処理上の総括をする範囲を示したものである。したがって、事務職員以外の職員が担当

する内容も含まれる。

- 3 標準的な職務については、学校規模、事務職員の配置数、経験年数等の学校の実情に即して適切な分掌を行うこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

富里市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について（概要）

1 改正理由

現在、「富里市立学校事務職員の標準的職務に関する規程」については、平成 25 年 11 月に、教育委員会訓令第 2 号として制定されていますが、同規程を廃止し、「富里市立小学校及び中学校管理規則」内へ組み入れるなど、学校経営、総務、人事、財務における事務職員の標準的職務の明確化について、所要の改正をするものです。

2 改正内容

学校事務職員が他の職員との適切な業務の連携分担のもと、学校組織における唯一の総務及び財務等に通ずる専門職として、校務運営への参画を一層拡大し、より主体的積極的に参画できるよう環境を整備する必要性から、本件に係る国県通知に基づき、また、近隣自治体の動向を踏まえ、現状の事務所掌にのっとり、明確化した標準的職務を規定します。

3 施行期日

公布の日

議案第3号

富里市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後		改正前														
<p>(事務職員等の職及び職務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 事務職員の職務に掲げる事務の標準的な職務の分類及び内容は、別表のとおりとする。</p> <p>3 教育委員会は、学校事務機能の強化及び学校運営に関する支援を行うための組織(以下「<u>共同実施組織</u>」という。)を置く。</p> <p>4 共同実施組織の運営、業務等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める</p> <p>5 事務職員に、教育委員会が別に定めるところにより、学校事務の共同実施を行う組織の業務に従事させることができる。</p>		<p>(事務職員等の職及び職務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 教育委員会は、学校事務機能の強化及び学校運営に関する支援を行うための組織(以下「<u>共同実施組織</u>」という。)を置く。</p> <p>3 共同実施組織の運営、業務等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める</p> <p>4 事務職員に、教育委員会が別に定めるところにより、学校事務の共同実施を行う組織の業務に従事させることができる。</p>														
<p>別表 (第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職務内容</th> <th>具体的な職務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5"> <u>学校経営</u> <u>(事務長、</u> <u>主査、総括</u> <u>事務長(学</u> <u>校事務の共</u> <u>同実施総括</u> <u>地区の総括</u> <u>主任となる</u> <u>事務長をい</u> <u>う。))</u> </td> <td>1 <u>学校運営への</u> <u>参画に関するこ</u> <u>と。</u></td> <td> <p>(1) <u>企画運営委員会への参画</u></p> <p>(2) <u>学校運営に関する評価及び改善への</u> <u>参画</u></p> <p>(3) <u>学校経営方針の策定への参画</u></p> <p>(4) <u>予算委員会への参画</u></p> <p>(5) <u>その他学校運営への参画</u></p> </td> </tr> <tr> <td>2 <u>諸規程に関す</u> <u>ること。</u></td> <td><u>校内諸規程に係る指導及び助言</u></td> </tr> <tr> <td>3 <u>学校事務全般</u> <u>に関すること。</u></td> <td><u>学校事務全般に係る指導及び助言</u></td> </tr> <tr> <td>4 <u>保護者、地</u> <u>域、関係機関等</u> <u>との連携及び協</u> <u>力推進に関する</u> <u>こと。</u></td> <td><u>学校と地域の連携及び協働の推進</u> <u>(地域学校協働本部との連絡調整等)</u></td> </tr> <tr> <td>5 <u>教育活動に関</u></td> <td>(1) <u>カリキュラム、マネジメントの推進</u></td> </tr> </tbody> </table>			区分	職務内容	具体的な職務内容	<u>学校経営</u> <u>(事務長、</u> <u>主査、総括</u> <u>事務長(学</u> <u>校事務の共</u> <u>同実施総括</u> <u>地区の総括</u> <u>主任となる</u> <u>事務長をい</u> <u>う。))</u>	1 <u>学校運営への</u> <u>参画に関するこ</u> <u>と。</u>	<p>(1) <u>企画運営委員会への参画</u></p> <p>(2) <u>学校運営に関する評価及び改善への</u> <u>参画</u></p> <p>(3) <u>学校経営方針の策定への参画</u></p> <p>(4) <u>予算委員会への参画</u></p> <p>(5) <u>その他学校運営への参画</u></p>	2 <u>諸規程に関す</u> <u>ること。</u>	<u>校内諸規程に係る指導及び助言</u>	3 <u>学校事務全般</u> <u>に関すること。</u>	<u>学校事務全般に係る指導及び助言</u>	4 <u>保護者、地</u> <u>域、関係機関等</u> <u>との連携及び協</u> <u>力推進に関する</u> <u>こと。</u>	<u>学校と地域の連携及び協働の推進</u> <u>(地域学校協働本部との連絡調整等)</u>	5 <u>教育活動に関</u>	(1) <u>カリキュラム、マネジメントの推進</u>
区分	職務内容	具体的な職務内容														
<u>学校経営</u> <u>(事務長、</u> <u>主査、総括</u> <u>事務長(学</u> <u>校事務の共</u> <u>同実施総括</u> <u>地区の総括</u> <u>主任となる</u> <u>事務長をい</u> <u>う。))</u>	1 <u>学校運営への</u> <u>参画に関するこ</u> <u>と。</u>	<p>(1) <u>企画運営委員会への参画</u></p> <p>(2) <u>学校運営に関する評価及び改善への</u> <u>参画</u></p> <p>(3) <u>学校経営方針の策定への参画</u></p> <p>(4) <u>予算委員会への参画</u></p> <p>(5) <u>その他学校運営への参画</u></p>														
	2 <u>諸規程に関す</u> <u>ること。</u>	<u>校内諸規程に係る指導及び助言</u>														
	3 <u>学校事務全般</u> <u>に関すること。</u>	<u>学校事務全般に係る指導及び助言</u>														
	4 <u>保護者、地</u> <u>域、関係機関等</u> <u>との連携及び協</u> <u>力推進に関する</u> <u>こと。</u>	<u>学校と地域の連携及び協働の推進</u> <u>(地域学校協働本部との連絡調整等)</u>														
	5 <u>教育活動に関</u>	(1) <u>カリキュラム、マネジメントの推進</u>														

		<p>に必要な人的、物的資源等の調整及び 調達</p> <p>(2) 学校行事等の準備及び運営への参画</p> <p>(3) 教育活動におけるICTの活用支援</p> <p>(1) 学校事務機能の強化</p> <p>(2) 学校運営に関する支援</p> <p>(3) 組織内の企画及び運営</p> <p>(4) 組織内の事務の掌理、指導及び助言</p> <p>(5) 組織内の事務職員の人材育成</p>
<p>学校経営 (副主査 主事)</p>	<p>1 学校運営への 参画に関するこ と。</p>	<p>(1) 企画運営委員会への参画</p> <p>(2) 学校運営に関する評価及び改善への 参画</p> <p>(3) 予算委員会への参画</p> <p>(4) その他学校運営への参画</p> <p>校内諸規程に係る指導及び助言</p>
	<p>2 諸規程に関す ること。</p>	<p>学校事務全般に係る指導及び助言</p>
	<p>3 学校事務全般 に関するこ と。</p>	<p>(1) 学校行事等の準備及び運営への参画</p> <p>(2) 教育活動におけるICTの活用支援</p>
	<p>4 教育活動に関 すること。</p>	<p>(1) 学校事務機能の強化</p> <p>(2) 学校運営に関する支援</p>
<p>総務</p>	<p>1 情報管理及び 文書に関するこ と。</p>	<p>(1) 情報管理に関する事務</p> <p>(2) 文書等の收受、発送、保管及び廃棄</p> <p>(3) 学校備付表簿等の保管及び廃棄</p>
	<p>2 学籍に関する こと。</p>	<p>(1) 児童生徒数関係事務</p> <p>(2) 転出入関係事務</p>
	<p>3 就学援助に関 すること。</p>	<p>就学援助奨励関係事務</p>
	<p>4 調査及び統計</p>	<p>(1) 学校基本調査関係事務</p>

改正後

改正前

	<p>(2) <u>その他調査統計関係事務</u></p> <p><u>教科書関係事務</u></p> <p>官公庁、保護者、地域、関係団体等との渉外関係事務</p> <p>(1) <u>緊急事態対応に関する事務</u></p> <p>(2) <u>安全管理に関する事務</u></p> <p>(1) <u>諸願及び諸届に関する事務</u></p> <p>(2) <u>各種証明関係事務</u></p> <p>(1) <u>採用、退職及び転出入関係事務</u></p> <p>(2) <u>その他人事関係事務</u></p> <p>服務関係事務</p> <p>給与及び諸手当関係事務</p> <p>旅費関係事務</p> <p>(1) <u>共済組合及び互助会等関係事務</u></p> <p>(2) <u>公務及び通勤災害関係事務</u></p> <p>(3) <u>その他福利厚生関係事務</u></p> <p>予算編成、執行、決算関係事務</p> <p>物品の維持及び管理関係事務</p> <p>施設設備の維持及び管理関係事務</p> <p>(1) <u>学校徴収金関係事務</u></p> <p>(2) <u>補助金及び交付金に関する事務</u></p> <p>監査及び検査関係事務</p>
人事	<p>に関すること。</p> <p>5 <u>教科書に関すること。</u></p> <p>6 <u>渉外に関すること。</u></p> <p>7 <u>危機管理に関すること。</u></p> <p>8 <u>庶務に関すること。</u></p> <p>1 <u>人事事務に関すること。</u></p> <p>2 <u>服務事務に関すること。</u></p> <p>3 <u>給与に関すること。</u></p> <p>4 <u>旅費に関すること。</u></p> <p>5 <u>福利厚生に関すること。</u></p>
財務	<p>1 <u>予算に関すること。</u></p> <p>2 <u>物品に関すること。</u></p> <p>3 <u>施設及び設備に関すること。</u></p> <p>4 <u>経理に関すること。</u></p> <p>5 <u>監査及び検査に関すること。</u></p>

改正後	改正前
<p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p>	

協議事項 1

富里市立幼稚園の預かり保育を実施する時間の拡充について

待機児童の解消を目指すため、市立幼稚園の預かり保育の実施時間を拡充することについて協議する。

協議理由

令和3年以降は3～5歳児に保育所等待機児童が発生、令和6年4月に保育所等の定員増が見込まれないため、幼稚園の預かり保育時間を朝1時間30分、夕方2時間拡充し、公立こども園の保育時間と同様にすることで、待機児童の解消を目指す。

令和2年 4月 56人（1歳児28人、2歳児28人）

令和3年 4月 18人（3歳児18人）

令和4年 4月 12人（3歳児 8人、4歳児4人）

令和5年 4月 17人（3歳児12人、4歳児3人、5歳児2人）

〃 10月 25人（3歳児18人、4歳児6人、5歳児1人）

幼稚園 3～5歳児				
7:00	8:30	14:00	17:00	19:00
保育なし	授業時間	預かり保育	保育なし	

葉山こども園 向台こども園				
7:00	8:30	16:30	19:00	
時間外・ 延長保育	通常保育		時間外・ 延長保育	

【改正対象の例規名等】

富里市立幼稚園預かり保育料徴収条例 令和5年12月議会上程予定
富里市立幼稚園児預かり保育に関する規則

【実施予定】

令和6年4月

(案)

富里市立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定 について（概要）

（所管課・健康福祉部子育て支援課）

1 改正内容

富里幼稚園において、教育時間外に園児を保育する「預かり保育」の時間を拡充し、預かり保育料の額を設定します。

第2条 幼稚園の預かり保育料（こども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第1項第1号に規定する教育認定子どもに対して行う時間外における一時的な保育に係る費用をいう。）の額は、別表のとおりとする。

別表（第2条関係）

改正後		改正前
<u>園児1人につき、その日の預かり保育の利用時間数に100円を乗じて得た額（1時間未満切上げ）</u>	幼稚園の授業日かつ給食提供日	1人につき日額300円
	幼稚園の授業日かつ給食提供のない日	授業終了後から午後2時まで園児1人につき日額200円 授業終了後から午後5時まで園児1人につき日額500円
	上記以外の日	園児1人につき1時間当たり100円（1時間未満切上げ）

施行期日 令和6年4月1日

(案)

富里市立幼稚園児預かり保育に関する規則の一部を改正する規則の新旧対照表

改正後	改正前
<p>○富里市立幼稚園児預かり保育に関する規則 平成13年10月5日教育委員会規則第4号 (実施時間)</p> <p>第6条 預かり保育を実施する時間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、特に必要があるとき、これを変更することができる。</p> <p>(1) <u>幼稚園の教育課程に係る教育時間を開始する前に</u>おいて実施する場合 <u>午前7時から教育時間を開始する時まで</u></p> <p>(2) <u>幼稚園の教育課程に係る教育時間の終了後</u>において実施する場合 <u>教育時間の終了後7時まで</u></p> <p>(3) <u>富里市立幼稚園管理規則第14条の2第1項第1号から第4号までに規定する休業日（幼稚園行事等により登園する日を除く。）</u>において実施する場合 <u>午前7時から午後7時まで</u></p>	<p>○富里市立幼稚園児預かり保育に関する規則 平成13年10月5日教育委員会規則第4号 (実施時間)</p> <p>第6条 預かり保育を実施する時間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、特に必要があるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) <u>幼稚園の教育課程に係る教育時間の終了後</u>において実施する場合 <u>当該終了後から午後5時まで</u></p> <p>(2) <u>富里市立幼稚園管理規則第14条の2第1項第1号から第4号までに規定する休業日（幼稚園行事等により登園する日を除く。）</u>において実施する場合 <u>午前8時30分から午後5時まで</u></p>

令和5年度

富里市補正予算書 (附 補正予算に関する説明書)

富里市一般会計補正予算(第4号)

富里市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

富里市介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第2号

令和5年度富里市一般会計補正予算（第4号）

令和5年度富里市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ520,270千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,435,776千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年9月1日提出

富里市長 五十嵐 博文

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
16 国庫支出金		3,515,762	28,084	3,543,846
	1 国庫負担金	2,595,324	764	2,596,088
	2 国庫補助金	903,078	27,320	930,398
17 県支出金		1,285,817	2,224	1,288,041
	1 県負担金	864,024	382	864,406
	2 県補助金	307,892	1,842	309,734
19 寄附金		19,226	9,400	28,626
	1 寄附金	19,226	9,400	28,626
20 繰入金		574,784	△148,624	426,160
	1 特別会計繰入金	3	16,888	16,891
	2 基金繰入金	574,781	△165,512	409,269
21 繰越金		300,000	625,013	925,013
	1 繰越金	300,000	625,013	925,013
22 諸収入		513,603	4,173	517,776
	4 雑入	421,560	4,173	425,733
歳入合計		16,915,506	520,270	17,435,776

(歳出)

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
2 総務費		2,112,963	484,149	2,597,112
	1 総務管理費	1,469,521	479,414	1,948,935
	2 徴税費	352,142	605	352,747
	3 戸籍住民基本台帳費	176,023	4,130	180,153
3 民生費		7,218,310	31,876	7,250,186
	1 社会福祉費	3,521,926	24,598	3,546,524
	2 児童福祉費	2,595,527	6,268	2,601,795
	3 生活保護費	1,100,448	1,010	1,101,458
5 農林水産業費		335,482	180	335,662
	1 農業費	335,482	180	335,662
6 商工費		213,017	230	213,247
	1 商工費	213,017	230	213,247
7 土木費		1,144,178	1,444	1,145,622
	2 都市計画費	646,127	1,444	647,571
9 教育費		1,471,376	2,391	1,473,767
	5 社会教育費	239,957	2,391	242,348
歳出	合計	16,915,506	520,270	17,435,776

2 歳入

(款) 16 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	既定額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 民生費国庫負担金	2,389,525	764	2,390,289	1 社会福祉費負担金	764
計	2,595,324	764	2,596,088		

(款) 16 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	既定額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 民生費国庫補助金	355,527	27,320	382,847	1 社会福祉費補助金	23,076
				2 児童福祉費補助金	4,244
計	903,078	27,320	930,398		

(款) 17 県支出金

(項) 1 県負担金

目	既定額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 民生費県負担金	859,301	382	859,683	1 社会福祉費負担金	382
計	864,024	382	864,406		

(款) 17 県支出金

(項) 2 県補助金

目	既定額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 民生費県補助金	205,953	344	206,297	2 児童福祉費補助金	344
4 農林水産業費県補助金	54,719	73	54,792	1 農業費補助金	73
5 商工費県補助金	2,024	230	2,254	1 商工費補助金	230
8 教育費県補助金	14,671	1,195	15,866	1 社会教育費補助金	1,195
計	307,892	1,842	309,734		

(款) 19 寄附金

(項) 1 寄附金

目	既定額	補正額	計	節	
				区分	金額
3 ふるさと応援寄附金	18,700	9,400	28,100	1 ふるさと応援寄附金	9,400
計	19,226	9,400	28,626		

(単位：千円)

説	明
低所得者保険料軽減負担金	764

(単位：千円)

説	明
生活困窮者就労準備支援等事業費補助金	504
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	22,572
子ども・子育て支援交付金	344
新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	3,900

(単位：千円)

説	明
低所得者保険料軽減負担金	382

(単位：千円)

説	明
千葉県子ども・子育て支援補助金	344
気象災害に強い果樹産地支援事業補助金	73
消費者行政推進事業補助金	230
千葉県誕生150周年記念事業補助金	1,195

(単位：千円)

説	明
ふるさと応援寄附金	9,400

(款) 16 国庫支出金 17 県支出金 19 寄附金

歳出

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	213,017	230	213,247	230	0	0	0

(款) 7 土木費

(項) 2 都市計画費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 公園費	59,283	1,444	60,727	0	0	0	1,444
				0	0	0	1,444
計	646,127	1,444	647,571	0	0	0	1,444

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 社会教育総務費	146,902	2,391	149,293	1,195	0	0	1,196
				1,195	0	0	1,196
計	239,957	2,391	242,348	1,195	0	0	1,196

(単位：千円)
()内の金額は既定額

節		説明
区分	金額	

(単位：千円)
()内の金額は既定額

節		説明
区分	金額	
10 需用費	1,444	
		公園緑地管理事業【都市計画課】 1,444 (55,951)
		10 需用費 1,444
		修繕料 1,444

(単位：千円)
()内の金額は既定額

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び 交付金	2,391	
		社会教育総務事業【生涯学習課】 2,391 (115,667)
		18 負担金補助及び交付金 2,391
		補助金 2,391
		千葉県誕生150周年記念事業補助金 2,391

(款) 6 商工費 7 土木費 9 教育費

《事業名》

社会教育総務事業

説明書のページ		27	部課等名		教育部生涯学習課	
9	款	教育費	5	項	社会教育費	1 目 社会教育総務費
補正額		2,391千円	既定額		115,667千円	合計 118,058千円

【事業の目的】

社会教育の効率的な運営を図ります。

【補正の理由】

千葉県誕生 150 周年記念事業補助金を活用して、市内の小学生が自ら色付けし、想いが詰まったペットボトルでイルミネーションツリーを作成し、千葉県誕生 150 周年を祝うとともに、児童の健全育成を図ることを目的に、必要な予算を増額補正するものです。

【事業の概要】

(1) 事業実施主体：富里市青少年相談員連絡協議会

(2) 設置場所

ア 末廣農場（日吉台小学校を除く市内 6 校の児童の作品）

イ 富里北部コミュニティセンター（日吉台小学校児童の作品）

(3) 設置期間

ア 末廣農場

令和 5 年 11 月 23 日～令和 6 年 1 月 31 日

イ 富里北部コミュニティセンター

令和 5 年 12 月 3 日～令和 6 年 1 月 31 日

(4) 点灯時間：午後 4 時 30 分～午後 9 時 30 分(予定)

【補正の内容】

千葉県誕生 150 周年記念事業補助金 2,391 千円

交付先：富里市青少年相談員連絡協議会

《財 源 内 訳》

区分	名 称	等	金 額	(参考) 補助率
県 補 助 金	千葉県誕生150周年記念事業補助金		1,195千円	1/2
一 般 財 源			1,196千円	

報告事項2

富里市立学校徴収金等取扱要綱を次のように定める。

令和5年10月1日

富里市教育委員会教育長

吉野光好

教育委員会告示第13号

富里市立学校徴収金等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富里市立小中学校（以下「学校」という。）における学校徴収金事務について、事務処理を標準化することにより徴収金会計の適正な取扱いと効率的な運用を図るために基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「学校徴収金等」とは、学校教育活動上必要となる経費として、保護者が学校に納入する費用のほか、学校において取り扱う公費以外の一切の私費をいう。

(取扱いの原則)

第3条 学校徴収金等の管理及び取扱いは、保護者が校長に対して信託していると考えているものであり、その額及び使途については、保護者に対して十分な説明及び決算又は精算の報告をしなければならない。

2 学校徴収金等が保護者の経済的負担につながることを十分に理解し、保護者の負担軽減に努めるものとする。

(執行)

第4条 学校指定物品の選定又は修学旅行等の企画を行う場合は、費用に対する教育効果が十分に得られるように努め、学校徴収金等の額を決定するものとする。

2 学校徴収金等の執行に当たっては、適正かつ効率的な執行に努めなければならない。

(保護者への説明)

第5条 校長は、学校徴収金等に係る目的、金額、徴収方法等について、保護者が集まる機会を利用し、意見の把握に努めるとともに、学校徴収金等の内容について十分説明し、報告をしなければならない。

(会計事務の原則)

第6条 学校徴収金等を構成する諸会計はそれぞれ個別に会計処理を行い、諸会計間での流用や貸借を行わないものとする。

2 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3 複数年度にわたり継続する会計においても決算は年度ごとに行い、繰越しの手続をしなければならない。

(校内組織)

第7条 校長は、学校徴収金等に係る全ての会計について、その事務を管理する。

2 校長は、学校徴収金等の項目ごとに教職員の中から会計担当者を指定するものとする。

3 副校長、教頭及び事務主任は、会計担当者への指導助言を行うものとする。

4 会計担当者は、会計事務及び物品の出納を行うとともに、必要な諸帳簿を作成し、整理しなければならない。

(業者等の選定)

第8条 校長は、学校指定物品、修学旅行等の取扱業者を選定する場合は、複数業者の中から十分検討した上で、選定するものとする。

2 校長は、取扱業者を選定する場合は、保護者の負担軽減を考慮するものとする。

(収入事務)

第9条 校長は、学校徴収金等の項目ごとに収入事務を行い、速やかに関係帳簿を整理しなければならない。

2 学校徴収金等の徴収は、金融機関による口座振替又は現金徴収により行うものとする。

3 現金徴収を行った場合は、受領した現金を複数人で確認した上で、速やかに預金口座に入金し、現金での保管は必要最小限にとどめなければならない。

(督促)

第10条 校長は、保護者が学校徴収金等を期限までに納入しないときは、督促を行うものとする。

(還付)

第11条 校長は、学校徴収金等について還付すべき事由が生じたときは、速やかに保護者に学校徴収金等を還付するものとする。

(支出手続)

第12条 支出に当たっては、請求書の内容を確認した上で、次に掲げる事項について確認し、校長の決裁を経るものとする。

(1) 会計の徴収目的と合致していること。

(2) 物品等の納品確認をしていること。

(諸帳簿の備付け)

第13条 校長は、次に掲げる諸帳簿を備え付けるものとする。

(1) 予算書

(2) 徴収台帳等の収入状況が分かるもの

- (3) 請求書及び領収書つづり等の支払状況が分かるもの
- (4) 金銭出納簿
- (5) 決算書
- (6) その他証拠書類
(収支の報告等)

第14条 会計担当者は、当該会計年度の収支が終了したとき又は事業が完了したときは、速やかに決算書を作成し、関係帳簿を添えて校長に報告しなければならない。

2 校長は、学校徴収金等に係る収支状況及び関係帳簿を照合し、内容を確認しなければならない。

(諸帳簿の保存)

第15条 諸帳簿等は、会計年度終了後、5年間保存しなければならない。

(事務の引継ぎ)

第16条 校長、副校長、教頭、事務主任及び会計担当者等の学校徴収金等に携わる者に異動があったときには、前任者は速やかにその関係書類や物品等を後任者に引き継がなければならない。

(運用細則)

第17条 校長は、必要に応じてこの要綱の実施細目に関し運用規程を定め、学校徴収金等の適正な執行及び管理に努めなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

1 月例報告

日	曜日	内 容	場 所	出 席 者
2	月	部長会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長
6	金	部課長会議	すこやかセンター2階 総合健診室	教育長・部長・課長
10	火	第7回教育委員会課長会議	教育長室	教育長・部長・課長・課長補佐
16	月	部長会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長
18	水	中学生議会	議場	教育長・部長・課長・課長補佐
24	火	第7回教育委員会定例会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長・課長・課長補佐
		総合教育会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長・課長・課長補佐
30	月	部長会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長

2 11月の予定

日	曜日	内 容	場 所	出 席 者
10	金	部課長会議	すこやかセンター2階 総合健診室	教育長・部長・課長
13	月	部長会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長
		第8回教育委員会課長会議	教育長室	教育長・部長・課長・課長補佐
14	火	教育委員会合同表彰式	中央公民館講堂	教育長・部長・課長・課長補佐
27	月	部長会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長
		富里市議会定例会（12月） に伴う定例記者会見	すこやかセンター2階 会議室1	教育長・部長
28	火	第8回教育委員会定例会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長・課長・課長補佐
30	水	富里市議会定例会	議場	教育長・部長・課長

月例報告(10月)

学校教育課(学事班・指導班・給食センター)

1 月例報告

日	曜日	内 容	場 所	出席者
5	木	校長会議	富里南小学校	教育長・部長・課長・主幹
6	金	富里市教育支援委員会会議	富里中央公民館	教育長・部長・課長
11	水	青い麦の子合同学習発表会	富里中央公民館	市長・教育長・各小中学校
18	水	富里市小中学校音楽祭	富里中央公民館	教育長・部長・各小中学校
20	金	就学時健康診断	浩養小学校	学校教育課職員
22	日	市税等徴収対策 休日納付相談	市役所国保年金課	学校教育課職員
27	金	就学時健康診断	富里南小学校	学校教育課職員
31	火	就学時健康診断	富里第一小学校	学校教育課職員

2 11月の予定

日	曜日	内 容	場 所	出席者
1	水	就学時健康診断	七栄小学校	学校教育課職員
7	火	運動能力向上に向けたプログラムで児童の元気度UP ～日本大学連携事業～	富里南小学校	市長・教育長・部長・課長・学校等
8	水	就学時健康診断	根木名小学校	学校教育課職員
14	火	就学時健康診断	日吉台小学校	学校教育課職員
19	日	市税等徴収対策 休日納付相談	市役所国保年金課	学校教育課職員
21	火	運動能力向上に向けたプログラムで児童の元気度UP ～日本大学連携事業～	富里南小学校	部長・課長・学校等
24	金	就学時健康診断	富里小学校	学校教育課職員
26	日	市税等徴収対策 休日電話催告	市役所納税課	学校教育課職員

令和5年度 第6回 校長会議

日時：令和5年10月5日（木）13:30～
会場：富里南小学校

- ◎ 各課から
 - ・教育総務課より（令和5年度教育長顕彰について）
 - ・生涯学習課より（ペットボトルアートイルミネーションツリー制作事業について）
 - ・社会福祉協議会より（令和5年度歳末見舞い事業実施計画）
 - ・東京中央木材市場株式会社より（木育推進について）

- ◎ 教育長から

- ◎ 学校教育課から
 - （1）学校教育課長から
 - 1 学校運営について
 - 2 教職員の服務関係について
 - 3 その他

 - （2）連絡事項
 - ・学校給食学校別残食率（9月） 【資料1】
 - ・富里市令和5年度長欠率（9月） ~~【資料2】~~
 - ・日本大学連携事業の実施について 【資料3】
 - ・富里市外国語英語講師配置委託業者選定について 【資料4】
 - ・学校訪問指導事項 【資料5】

 - （3）その他

- ◎ 教育部長から

※次回校長会（案）11月 日（ ）13:30～ 会場：浩養小学校

令和5年度分学校給食費徴収状況一覧

令和5年9月30日現在

期間：R5. 4. 1～R5. 9. 30まで

(単位：円)

学校名	給食費	徴収額	未納額	徴収率 (A)	前年度同期 徴収率(B)	比較 (A)-(B)
富里小	13,690,905	12,712,365	978,540	92.85%	95.31%	△ 2.46
富里第一小	2,737,200	2,629,180	108,020	96.05%	97.46%	△ 1.41
富里南小	7,389,300	6,981,795	407,505	94.49%	96.09%	△ 1.60
浩養小	1,644,990	1,581,870	63,120	96.16%	97.87%	△ 1.71
日吉台小	7,243,310	7,052,460	190,850	97.37%	98.39%	△ 1.02
根木名小	2,950,040	2,787,660	162,380	94.50%	96.57%	△ 2.07
七栄小	6,136,845	5,832,890	303,955	95.05%	97.52%	△ 2.47
富里中	17,412,240	16,575,150	837,090	95.19%	95.50%	△ 0.31
富里北中	4,167,165	3,984,105	183,060	95.61%	96.30%	△ 0.69
富里南中	5,989,230	5,647,960	341,270	94.30%	94.51%	△ 0.21
浩養幼	745,840	643,680	102,160	86.30%	97.32%	△ 11.02
富里幼	1,310,260	1,250,390	59,870	95.43%	97.92%	△ 2.49
学校給食 センター	1,583,600	1,583,600	0	100.00%	100.00%	0.00
合計	73,000,925	69,263,105	3,737,820	94.88%	96.28%	△ 1.40

準要保護児童生徒就学援助制度認定者分を除く累計額

令和5年度 学校給食の学校別残食率

単位 %

小学校名	年度	区分	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
富里小学校	令和4年度	残食率	20.19	22.25	26.69	23.30	19.47	21.18	17.06	18.32	13.98	13.04	17.76	19.40
	令和5年度	残食率	17.25	19.73	17.38	16.30	14.37							
富里第一小学校	令和4年度	残食率	7.41	11.60	12.96	12.41	10.78	9.83	6.76	6.12	2.36	5.25	6.18	8.47
	令和5年度	残食率	6.59	10.72	8.76	7.75	9.89							
富里南小学校	令和4年度	残食率	10.03	8.46	12.61	7.95	8.27	8.07	6.57	6.12	1.95	1.91	6.51	7.27
	令和5年度	残食率	19.04	10.37	10.65	9.13	7.90							
浩養小学校	令和4年度	残食率	3.83	3.27	4.99	-0.43	1.75	4.22	-1.00	0.25	-9.29	2.24	3.65	1.37
	令和5年度	残食率	4.68	4.98	3.10	3.00	3.98							
日吉台小学校	令和4年度	残食率	13.69	14.57	16.69	14.82	13.87	13.50	11.83	9.61	7.30	8.13	10.40	12.33
	令和5年度	残食率	13.96	16.49	13.24	13.30	14.35							
根木名小学校	令和4年度	残食率	11.51	14.48	16.52	16.03	12.33	10.86	10.38	8.52	5.07	5.14	11.29	11.03
	令和5年度	残食率	8.79	11.90	7.23	10.18	7.64							
七栄小学校	令和4年度	残食率	12.96	15.15	14.46	13.81	13.83	14.85	12.91	9.85	6.54	6.95	10.81	12.07
	令和5年度	残食率	11.91	12.63	13.06	12.02	10.60							
小学校全体	令和4年度	残食率	14.20	15.69	18.20	15.45	14.24	14.80	11.78	11.28	6.37	7.88	11.75	12.95
	令和5年度	残食率	14.13	15.24	13.19	12.79	12.26							
中学校名	年度	区分	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
富里中学校	令和4年度	残食率	7.76	7.00	10.99	9.54	12.20	8.11	8.91	3.95	0.56	3.23	5.01	7.19
	令和5年度	残食率	5.71	6.42	5.68	6.77	5.03							
富里北中学校	令和4年度	残食率	-1.09	0.02	2.86	4.19	2.34	3.12	2.85	0.86	-1.43	2.98	3.77	1.86
	令和5年度	残食率	0.13	-0.21	0.70	0.78	1.27							
富里南中学校	令和4年度	残食率	3.33	6.03	11.24	8.45	10.49	11.31	9.82	7.76	3.35	6.31	-2.46	7.19
	令和5年度	残食率	-0.16	0.17	0.35	-0.71	-0.29							
中学校全体	令和4年度	残食率	5.89	6.72	10.44	9.10	10.28	9.12	9.76	6.12	3.38	6.04	4.75	7.54
	令和5年度	残食率	4.53	5.30	5.01	4.95	4.95							
小中学校全体	令和4年度	残食率	11.02	12.29	15.24	13.06	12.97	12.77	11.16	9.22	5.64	7.27	9.45	11.01
	令和5年度	残食率	10.11	11.51	9.97	9.73	9.72							

月 例 報 告 (1 0 月)

生涯学習課（社会教育班、文化資源活用班）

1 月例報告

日	曜	内 容	担当班	場 所	出席者
8	日	旧岩崎家末廣別邸「主屋」の修復 現場見学会	文化資源活用班	旧岩崎久彌末廣農 場別邸公園	文化資源活用班
1～ 14	水 ～ 土	ユネスコ第 16 回「絵で伝えよ う！わたしの町のたからもの」ユ ネスコ絵画展	文化資源活用班	富里中央公民館 1階ロビー	文化資源活用班

(1) 公民館利用状況（9月）

施設名称	開館日数	利用団体数	利用者数(人)	利用者数累計(人)
富里中央公民館	25	249	2,363	19,344

(2) 埋蔵文化財所在の取扱いについて（確認）件数（9月）

回 答 内 容	件 数	確認件数	確認件数累計
遺跡あり回答	4	27	253
遺跡なし回答	23		

2 11月予定

日	曜	内 容	担当班	場 所	出席者
3～ 5	金・祝 ～ 日	とみちゃん秋まつり 2023 第 56 回富里市文化祭 ※児童生徒作品展は10月31日か ら12月24日までとみらいテラス にて実施	文化資源活用班	富里中央公民館	文化資源活用班 社会教育班
8	水	富里市生涯学習・家庭教育講演会	社会教育班	富里中央公民館 4階 大会議室	市長、教育長、部 長、市議会議員、 教育委員、社会教 育委員
14	火	「富里市文化祭児童生徒作品展 優秀賞・生活安全・啓発標語優秀 作品・富里市教育委員会教育長顕 彰」富里市教育委員会・富里市P T A連絡協議会合同表彰式（仮 称）	文化資源活用班 スポーツ振興班	富里中央公民館 講堂	教育長、部長、課 長、文化資源活用 班、スポーツ振興 班
23	木 祝	千葉県誕生 150 周年記念事業 ペットボトルアートイルミネー ションツリー点灯式	社会教育班	末廣農場	市長、教育長、 課長、社会教育班
26	日	千葉県誕生 150 周年記念事業 岩崎久彌夢の地 富里ジャズコ ンサート	文化資源活用班	富里中央公民館 講堂	市長、副市長、教 育長、部長、課長、 生涯学習課全班

月 例 報 告 (1 0 月)

生涯学習課 (スポーツ振興班)

1 月例報告

日	曜	内 容	担当班	場 所	出席者
9	月・祝	2023 とみさとスポーツ健康 フェスタ	スポーツ 振興班	富里社会体育館 富里市内	市長、議長、教 育長、教育委員、 課長、スポーツ 振興班

体育施設利用状況 (9月分)

施設名称	開館, 開場日数	利用団体数	利用者数 (人)	利用者数累計 (人)	
社会体育館	26	208	3,189	19,806	
トレーニングルーム	26		376	2,099	
市営運動場	テニス	30	49	511	2,277
	野球	30	14	371	1,954
高野運動広場	30	29	340	7,047	

2 11月予定

日	曜	内 容	担当班	場 所	出席者
		なし			

月 例 報 告 (10 月)

とみらいテラス (図書館)

1 月例報告

日	曜	内 容	場 所	出席者
6	金	おはなし会	北部コミュニティセンター	親子読書支援 コンシェルジュ
11	水	みんなであそぼう	研修会議室3	親子読書支援 コンシェルジュ
12	木	おはなし会	向台子育て支援センター	親子読書支援 コンシェルジュ
14	土	土曜おはなし会	おはなしのへや	図書館職員
18	水	映画会 (最高の人生のはじめ方)	AVホール	図書館職員
19	木	おはなし会	葉山キッズ 子育て支援センター	親子読書支援 コンシェルジュ
24	火	親子あそび	児童コーナー	NPO ホタルの会 親子読書支援 コンシェルジュ
25	水	親子おはなし会	研修会議室3	図書館職員 図書館ボランティア 「もりのなか」

(1) 利用状況

内 容	9 月	年度累計
開館日数	25	150
入館者数	17,772	109,313
貸出者数 (団体以外)	3,517	23,106
貸出冊数 (団体以外)	121,606	190,156
新規登録者数	92	851
リクエスト冊数	1,551	9,161
AVブース利用回数	95	631
インターネットブース利用回数	26	107
ホームページアクセス数	6,787	41,491
おはなし会参加者数	3 回 16 名	14 回 71 名
臨時おはなし会参加者数	1 回 4 名	8 回 69 名
映画会鑑賞者数	2 回 35 名	12 回 229 名
視察者数	0 回 0 名	0 回 0 名

2 11月の予定

日	曜	内 容	場 所	出席者
8	水	みんなであそぼう	研修会議室3	親子読書支援 コンシェルジュ
9	木	おはなし会	向台子育て支援 センター	親子読書支援 コンシェルジュ
10	金	おはなし会	北部コミュニティ センター	親子読書支援 コンシェルジュ
12	土	土曜おはなし会	おはなしのへや	図書館職員
14	火	おはなし会	葉山キッズ 子育て支援センター	親子読書支援 コンシェルジュ
15	水	映画会（海よりもまだ深く）	AVホール	図書館職員
22	水	親子おはなし会	研修会議室3	図書館職員 図書館ボランティア 「もりのなか」
24	金	親子あそび	児童コーナー	NPO ホタルの会 親子読書支援 コンシェルジュ
26	土	土曜おはなし会	おはなしのへや	図書館職員

3 複合化に係る利用状況等

(1) 親子読書支援コンシェルジュ

		9月		年度累計	
対応人数		156組	352人	1,322組	3,310人
支 援 内 容	見守り	138組		1,181組	
	読み聞かせ	44組		221組	
	絵本紹介	76組		771組	
	相談等	16組		212組	
	行事参加	30組		210組	

(2) 読書通帳活用状況

	9月	年度累計
通帳配布数	7冊	124冊
スタンプ数	148個	1,079個

(3) 学校連携

	9月	年度累計
よむよむ便 (小学校)	(年3回 1,050冊/7校) (5,9,12月実施予定) 1回 1,050冊/7校	2,100冊/2回
中学校定期便	(年2回、5月・10月実施予定)	600冊/2回
調べ学習	2件 13冊	4月～9月 12件/158冊
図書館資料活用便	9月 4件 164冊	4月～9月 8件/382冊

(4) 企画展示本

- 一般書展示本 10月「認知症を知ろう」
- 児童書展示本 10月「もっとみぢかに～芸術の本」

(5) 市民ギャラリー

実施月	実施場所	実施期間	作家・テーマ
10月	ギャラリーA	令和5年11月1日 ～12月24日	児童生徒作品展